

総務産業委員会会議録

1. 開催年月日

令和7年7月17日 開会 10時00分 閉会 10時55分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

妹尾文彦	大滝文則	山田幾久枝	柳本益裕
山下憲雄	惣台己吉	上野安是	宮地俊則

4. 欠席委員名

坊野公治

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 佐藤 豊

(2) 説明員 なし

(3) 事務局職員

事務局長	岡崎祐一	事務局次長	藤井隆史
主任主事	谷井一裕		

6. 傍聴者

(1) 議員 0名

(2) 一般 0名

(3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（妹尾文彦君） 皆さんおはようございます。

ただいまから総務産業委員会を開会いたします。

本日は、坊野委員さん、ちょっと欠席届が出ておりましてお休みとなっております。

それでは初めに、議長の御挨拶をお願いします。

〈議長挨拶〉

〈議会への提案について〉

〈提案3件について、回答案を協議し決定。〉

〈行政視察について〉

委員長（妹尾文彦君） この件については、正副委員長で候補地の案を作成しました。

これは、作成した資料をちょっと御覧いただきたいんですけども、（宮地俊則君「04-2」ということ。」と呼ぶ）04と04-2。04と04-2です。04と04-2です。

まずバイオマスのほうは、真庭市の方に施設があるので、これをちょっと見学はどうかというところですね。ここもちょっと見学に費用がかかるんですけども、このあたりも含めてどう思われるかというのも意見を伺いたいんです。

委員（宮地俊則君） これ真庭市となつたるけど、多分名前何というんじやったかな、サンキョウじやないわ、どつか民間じやないです、私何度かこれ行ったことあるんじやけど、民間じやと思う。それから1人1万円、当時は安かった記憶があるんじやけど、1人1万円というと、これだけで10万円かかる。

委員長（妹尾文彦君） そうですね。ここは、1万円かかるのは6.5時間、昼食込みと書いてあるんで、そこまではいなくてもいいのかなと、行くとすれば2番目の3,000円のコースぐらいが2時間で、ちょうどよいのかなとは思うんですけども。

あわせて、2番目の公共施設の再利用に関しても5,500円、1団体かかるんで、このあたりも含めて御意見いただければと思います。

〈なし〉

委員長（妹尾文彦君） 行政視察ですけれども、公共施設を使った、再利用したようなところ、ここで言う鳥取県の八頭町の校舎とか、その途中にある真庭市の久世高の跡地とかそういう活用を見ることと、道の駅は行政側と業者側の話を聞けるようなところをこれからちょっとピックアップして、行程をつくりさせていただこうと思います。

〈なし〉

委員長（妹尾文彦君） まず、今の行政視察の候補地については、今出ている案でちょっと行程をこれからつくらせていただいて、皆さんにお示しさせていただけたらと思います。それでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（妹尾文彦君） 視察の日程ですけれども、10月の6の週と20日の週、この2つを皆さん空けておいていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（妹尾文彦君） では、よろしくお願ひいたします。

行政視察については以上ですが、次に行ってもよろしいでしょうか。

〈なし〉

〈その他〉

〈なし〉

〈議長挨拶〉

委員長（妹尾文彦君） 以上で総務産業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

○議会への提案について①
 <市民会館の使用予約について>

(回収日：令和7年3月31日)

回収場所	記入日	内 容	協議先
井原市役所	令和7年3月27日	<p>市民会館の使用予約ですが、ホワイエのみを予約するのは使用日の3ヶ月前になつてます。</p> <p>他の市のホワイエは6ヶ月前なので準備事がやりやすく、今度他の市を利用しようか迷っています。</p> <p>井原（ホワイエ）も6ヶ月前からの予約に変更してもらいたいです。</p>	総務産業委員会

《回答案》

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

市民会館の使用予約についてのご意見・ご提案について、市の担当部署（市民会館62-3313）に確認したところ、「まず、ホワイエのみの使用につきましては、井原市民会館条例施行規則により使用日前1か月から予約が可能としております。

また、大ホールの使用につきまして、入場するにはホワイエを経由する必要があり、舞台や観客席、ホワイエを含んだ形での予約のみ受け付けており、使用日前6か月から予約が可能としております。

こうした構造上、大ホールとホワイエを異なる行事に貸し出すことは困難であり、大ホールの利用・予約を優先するための措置として理解をいただきたいと考えます。」とのことでした。

議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。

今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議会への提案について②

〈太陽光発電設置における条例制定について〉

(回収日：令和7年3月31日)

回収場所	記入日	内 容	協議先
青野公民館	令和7年3月29日	<p>太陽光発電設置における条例制定についての要望</p> <p>このたび、我が家の隣地に突然太陽光発電が設置されることになりました。隣地の地主（人島市在住）が土地をウエストホールディングに売却したためです。</p> <p>設置するにあたって詳しい説明などはなかったため、土地の確認の立ち合いの日に、心配される事項を確認し、こちらからの要望を出しました。それが十分に遂行されるかが懸念されるところです。自然の中で穏やかに生活していた我が家の環境は、残念ながらこれで一変してしまう事になります。</p> <p>太陽光発電は耕作放棄地や山林等に設置されることが多いですが、その場所が民家のすぐ隣だったということも少なくないと思います。その場合、何の落ち度もない住民が迷惑を被ることも多々あると考えられます。</p> <p>そこで、民家の近くに太陽光発電を設置する場合に、住民に十分な説明をすること、住民の意見を尊重して民家から離れたところに設置すること等、住民の生活のレベルが守られるような条例を設置していただきたい、要望いたします。</p> <p>赤磐市の太陽光パネルの問題を鑑みれば、同じことが井原市に起こることも十分に考えられます。早急な対策をお願いいたします。</p> <p>住民の生活を守って下さい</p>	総務産業委員会

《回答案》

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

太陽光発電設置における条例制定についてのご意見・ご提案について、市の担当課（環境企画課 62-9515）に確認したところ、「太陽光発電の導入は、再生可能エネルギー普及に向けた有効策である一方、その導入に当たっては、設置場所の安全確保や環境保全、設置する場所の近隣住民とのトラブルなどが全国的にも問題になっています。

こうした中、岡山県は県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的に、令和元年10月1日に「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、太陽光発電施設の適正な導入に取り組んでおります。同条例では、設置者の責務として、太陽光発電施設を設置等するにあたり地域住民に対して情報提供に努めなければならないとされており、同施行規則では設置する土地の区域に隣接する地域の住民への十分な情報提供を行う等、当該施設の設置等について理解を得られるよう適切な措置を講ずることと併せて、太陽光発電施設から発す

る稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺の環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずることとされております。

現在、本市独自での条例制定の予定はございませんが、脱炭素社会を実現する上で重要な再生可能エネルギーの一つである太陽光発電事業を、今後も安全安心に推進することができるよう、岡山県が行っている取り組みを周知していきたいと考えております。」とのことでした。

議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。

今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議会への提案について③

〈投票率を上げるには〉

(回収日：令和7年5月15日)

回収場所	記入日	内 容	協議先
電子申請サービス	令和7年5月14日	<p>「選挙投票率を上げるには」</p> <p>いつも大勢の市議会議員の皆様には市政に対してご尽力くださりありがとうございます。先日の井原市議会議員選挙を含め投票率がだんだん下がっています何故でしょうか。市民はどうせ他人ごと対岸の火事としてとらえていると思います。この傾向を無視続けていては今後市政に対して無関心の方が増えるばかりになります。ただその反面、行政としては意見が少なくなりよりやり易くなるのは残念です。現在投票へ行かない方々に行くようにするにはかなりの行政への興味を示さない限り増えることは無いと思います。投票に行かない人のアンケートとかをとって検証してみても良いと思います。</p> <p>それから斬新な意見ですが、選挙権（18歳含）がない高校生に投票所立会人をボランティア（有償）をしてもらい選挙への関心を早くから持つてもらえるような教育をしてみてはどうでしょうか。そもそも何故その考えを思ったかというと成人式への参加者が減少していた頃に高校生に受付のボランティアをしてもらったら関心が上がるのではと意見をしました。そして井原市が動いてもらい実現したところ、のちに参加者が増える傾向がでた成功ケースがあります。</p> <p>こうした事から井原市がファーストペンギンになり全国先駆けに行動を起こせば次々と同じことを取り入れていく自治体も増え少しでも将来政治に関心を持つ井原市そして日本になると願っています。</p>	総務産業委員会

《回答案》

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

「選挙投票率を上げるには」についてのご意見・ご提案について、市の担当課（総務課62-9506）に確認したところ、「本件は選挙に関する内容ですので、井原市選挙管理委員会へお尋ねしたところ、「投票に行かない人へのアンケートにつきましては、対象者の特定が困難であることなどから難しいものと考えております。理由はいくつかございますが、日本国憲法で規定されるいわゆる「選挙の3原則」のうち「投票の秘密」については、「投票したかどうかの事実」も含まれると解釈されるため、本委員会が保有する投票に関する個別の情報を利用することができないことが挙げられます。

また、18歳未満を含む高校生が投票立会人を行うことにつきましては、「18歳から29歳までの有権者を対象に投票立会人の公募を行っている一方で、18歳未満の高校生に関しては公職選挙法に抵触するため、困難と考えております。」との回答でございました。」とのことでした。

議会におきましては、過去に高校生を対象に主権者教育を実施したことがあります。今後につきましては、市政や議会に興味、関心を持ってもらえるような活動に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願ひいたします。